

大阪府への要望事項（口頭回答項目）

＜新型コロナウイルス対策・感染症予防＞

2. 府立支援学校において、子どもと教職員の「いのちと健康」を守りながら教育活動をすすめるために、以下の対策を講じてください。
 - ①府立支援学校の「過大・過密」を解消するため、学校の抜本的増設計画をただちに策定してください。
 - ②スクールバス内の「密」を解消するためにただちに増車するとともに、安全な運行が行えるよう体制の整備を行ってください。
 - ④感染症対策で増大する業務に対し、必要な教職員をただちに増員してください。
 - ⑤教職員が児童生徒の感染源にならないように、教職員の検査体制を整えてください。とりわけ、宿泊行事に参加する教職員や訪問教育に携わる教職員に対する検査体制をただちに整えてください。
 - ⑧教育行政を進める際には、「府立学校」として一括りにせず、「府立高等学校」と「府立支援学校」として同等に扱い、府立支援学校にむけた必要な措置を迅速に講じてください。
3. 新型コロナウイルスに関わる様々な情報や対応策（特に感染した場合の通院や入院の対応）について、障害児者・家族に対して正確でわかりやすい情報提供を行ってください。
4. 検査や医療の提供に際して障害児者が排除されないよう、受け入れ医療機関の整備を早急に進めてください。検査で陽性となり隔離・入院する際、家族に介護負担を求めることのないよう、必要な措置を講じてください。
5. マスク・消毒液等の必要な資材が、福祉事業所や障害児者・家族に充分に行きわたるよう必要な措置を講じてください。
7. 障害福祉事業所では減収による事業継続への不安が広がっています。新型コロナを理由とする減収への補填を大阪府として行ってください。休業手当を支給している事業所については2020年4月1日開所の事業所も「雇用調整助成金」の対象となるよう国に求めてください。また、現場を守るために必要な新たな財政負担分について、大阪府として財政支援を行ってください。
8. 新型コロナウイルスの影響による、福祉事業所における利用者の就労活動の縮小を原因とする経済的損失を補填するための措置を講じてください。また、作業収入減等にもともなう目標工賃達成指導員加算条件の達成が困難な事業所に対して、加算を継続・支給するよう国に求めてください。
9. 新型コロナウイルス感染拡大で、リハビリ外来や訪問リハビリを閉鎖する病院や事業所が多く、障害のある人たちの障害の重度化や生活機能低下の影響が懸念されるそうです。大阪府としてリハビリ診療の実態を把握して、その対応策について専門家を交えて検討してください。
10. 新型コロナウイルス等の感染症にヘルパーや施設職員が罹患した場合、さらに深刻な人材不足が発生して利用者の生活が崩壊します。しっかりした身分保障を整えヘルパーの増員を図るとともに、感染症に罹患の際、安心して治療に専念できるようにしてください。また利用者には、代行ヘルパーを派遣するなどの仕組みを作ってください。そのために災害時等も含めた緊急時に対応できるシステムについて検討してください。
12. 視覚障害者の日常生活用具でもある音声体温計が、それを必要とする全ての視覚障害者に行きわたるよう対策を講じてください。
13. 「通所支援と訪問支援を行なった場合の請求、健康等の確認支援をした場合の請求の可否」等について、援護の実施機関によって対応が大きく異なります。国から示されて

いる事務通知等を踏まえ、安定した事業所経営と存続が可能となるよう、各市町村への対応の改善と統一化を進めてください。

<教育>

- 1 4. 府立支援学校の現在の「過大・過密」を解消し、今後さらに増加する児童生徒に対する教育環境を整え、豊かな障害児教育を保障するために、支援学校建設や施設設備の改善、必要な予算の確保をすすめてください。
 - ③府立支援学校の通学区域割については、保護者・関係者の意見を十分に取り入れ、福祉圏域、生活圏域（放課後等デイサービスの利用を含む）を守ってすすめてください。また、増加する児童生徒数に対して、通学区域割りの安易な変更等の対応をおこなうのではなく、父母・教職員、関係者との合意を前提とした計画的な教育条件整備を実施してください。
 - ④児童生徒の将来推計については、市別・学校別・学部別のデータなど詳細な情報を公開してください。
 - ⑤学校施設の耐震化や校舎の老朽化対策のための大規模改修や、児童生徒数の増加に合わせた教室の確保など、府立支援学校の教育環境整備をおこなってください。
 - ⑧交野支援学校四條畷校を小・中・高等部のある本校として整備してください。また、スプリンクラーの設置はもとより、空調設備の充実、給食の自校調理、直営バスの配置をおこなってください。
 - ⑨支援学校における児童生徒数の増加で、特別教室が普通教室に転用されたり、間仕切ったりすることがないように文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するよう要望してください。
- 1 5. 後期中等教育を拡充してください。
 - ⑤高等支援学校の進路選択に当たっては、本人の学びを通じた意思決定を最大限尊重した進路支援を行ってください。一般就労に固執した進路指導や「100%一般就労をめざす」教育目標を改め、本人・家族の理解と納得にもとづく支援を行ってください。
- 1 6. 安全・安心で適正な、通学時間・通学距離を保障してください。
 - ①スクールバスの民間委託化方針を撤回し、直営でのスクールバス運行を行ってください。
- 2 0. 聴覚、視覚支援学校以外の大阪府立支援学校高等部にも、希望すればだれでも進学できる専攻科を設置してください。
 - ③障害福祉サービスを活用した卒後の福祉型専攻科や学びの場の役割・存在が、すべての府立支援学校の生徒・保護者に進路情報として提供されるように、大阪府教育委員会として各支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、ホームページや（学びの場）事業説明会等で大阪府として積極的に府民への情報提供を行ってください。
 - ④自立訓練事業を活用した学びの場の利用者や家族・関係者からのねがいに応えて、利用期間2年間の有期限が少なくとも4年間に延長されるように国に働きかけてください。
 - ⑤障害福祉サービスを活用した卒後の学びの場に通う青年・学生が交通機関を使う場合に、通学定期や各種学割が使えるように関係機関にはたらきかけるとともに、学生証を発行してください。
- 2 1. 小・中学校における障害児学級の在籍者数が大幅な増加傾向にあり、障害が重度化・多様化している実態を踏まえ、次の施策を実施してください。
 - ①障害の重度化・多様化をふまえ、学校教育法第81条・学校教育法施行規則第137条の定めにもとづき、障害種別の学級を設置するとともに、実態に応じた教員の加配を含め、障害児学級担任者を大幅に増員してください。また、各市町村の独自措

置としておこなわれている加配措置（介助員制度等）に見合った大幅な教職員増をおこなってください。

ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準にし、それに基づき設置計画を立てるよう市町村教育委員会を指導してください。

エ) 在籍する児童・生徒の実態に応じて、運営や指導の困難さを抱える学級、あるいは学校に教員を加配してください。

③障害児教育の専門性や継続性を尊重してください。

ウ) 支援学級担任の継続年数を延ばすことができるよう、市町村教育委員会を指導してください。また、継続して担任する事の大切さについて、各学校長が研修できる機会を持ってください。

エ) 支援学級担任の講師率を把握するとともに、できる限り正規の職員が担任することが望ましいことを各学校長が研修できる機会を持ってください。

⑤就学に際して、「一度入学したら、小学校は6年間、中学校は3年間は同じ学校で」と言われますが、法令通り、転学に関しては、『学びの場』を固定なものせず、『発達』の程度、適応の状況等を勘案しながら、『柔軟』にできることを保護者・教職員に周知するとともに、そのための方策を検討してください。

⑥障害児学級在籍者を含めると、35人、40人の定数を超える通常学級をなくすよう、弾力的運用だけでなく、教員を加配してください。

2.2. 特別支援教育にあたっては、すべての子どもたちの成長・発達が保障されるよう、障害児学校・学級の増設、20人以下学級の実現など十分な条件整備を行ってください。

①今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応でも明らかなように、小中学校・支援学校ともに学級編制基準を改善し、少人数学級にすることが必要です。小中学校の通常学級を20人以下の学級にするとともに、特別支援教育支援員の増員など、通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障と条件整備をおこなってください。

<放課後保障>

2.8. 学校と事業所が必要な連携を図るため、支援学校及び、市町村立の学校が事業所に行事予定表等を配布すること、個別支援計画が示す支援の内容を共有するための懇談等への参加を保障することなど、「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき文書で通知するなど、具体的な手立てを講じるよう、各校を指導してください。

<障害者総合支援法>

3.2. 2021年度報酬改定に向けて、①日払い方式から月額払い方式に変更すること、②報酬体系に成果主義を持ち込まないこと、③食事提供体制加算・送迎加算を継続すること、④コロナ感染防止を目的に特例的に認められた訪問・電話を含めた支援について、平時でも引き続き不登校・行きしぶり経験や引きこもりにある自立訓練事業利用者にも適用すること、を国に強く求めてください。

3.4. グループホーム制度を拡充してください。

②利用者の高齢化・重度化により、平日・休日問わずグループホームでの日中支援が必要となります。制約の多い「日中支援加算」をあらため、祝日・休日も含めてグループホームで行った全ての日中支援が加算の対象となるよう国に働きかけるとともに、大阪府として独自に補助を行ってください。

③グループホームで暮らす障害者が安心して通院・入院できるよう、十分な職員配置を保障してください。また通院介助は「月2回が限度」となっていますが実態に合っておりません。通院回数と時間を増やしてください。通院介助は慢性疾患の定期通院のみが対象となっており、緊急時には利用出来ません。グループホーム職員が通院支援する場合の「通院等緊急対応時加算」（仮称）を作るよう国に働きかけるととも

- に、大阪府として独自に補助を行ってください。
- ⑧移動支援や通院介助の回数・時間数などに地域格差があります。大阪府として各市町村の対応状況を調査し、遅れている市町村の底上げを図り格差を解消する方策を講じてください。
 - ⑨大阪府としてグループホーム職員を確保するための手立てを講じてください。
 - ⑩グループホーム開設のための土地購入・建設や、大規模改修に対する大阪府独自の補助制度をつくってください。また、開設にあたって地域の協力が得られるよう市町村が積極的に動くことができるよう支援策を講じてください。
- 3 5. 府下各地に障害者の入所施設を整備してください。
- ③夜間体制の充実のために、加齢や重度化の実態に合わせた補助制度を創設してください。
 - ④重度化・高齢化に対応した設備改善に対して補助を行ってください。
 - ⑤入所施設で暮らす障害者が通院・入院する際、入所施設職員が必要な支援を行えるよう、職員配置基準の改善を国に働きかけるとともに、府として独自の加配制度を創設してください。
 - ⑥自宅やグループホームでの暮らしが難しい、重度の知的障害や強度行動障害のある人に対応できる入所施設を整備・建設してください。
 - ⑦施設入所希望の待機者数を公表してください。待機者解消の具体的な計画を明らかにしてください。
- 3 7. 緊急時の対応などへの実効力を備えた地域生活支援拠点の整備が府下に広がるよう、現時点での問題点を整理するとともに、その解決を図るために財政措置も含めた抜本的な改善策を講じてください。各市で整備されつつある地域生活支援拠点への広域的なサポート機能を備えた基幹的な施設を大阪府の責任で整備してください。
- 3 9. 医療的ケアが必要な人への短期入所が決定的に不足しています。府として設置促進のための手立てを講じてください。
- 4 0. 居宅介護事業所において、ヘルパーが慢性的に不足しているために利用者からの希望に応えられないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に要望するとともに、大阪府として抜本的な対応策を講じてください。
- 4 1. ヘルパーとして提供できる活動内容を制限しないでください。
- ②利用者が入院した際、買い物や洗濯など生活上の支援や普段から慣れた者しか行えない介護は、(医師の要請で)福祉制度のヘルパーが行えるようにしてください。また、退院間近の慣らしの外出や自宅への一時帰宅に、福祉制度のヘルパーが利用できるようにしてください。その際は重度訪問介護の利用者に限定せず、必要な人に必要な支援が提供できるようにしてください。
- 4 4. 入院時コミュニケーション支援の制度を利用しやすいものに改善・拡充してください。
- ①対象者や支援者の拡大を行ってください。医療機関の理解も得られるよう制度の周知・徹底を図ってください。
 - ②入院時ヘルパー派遣が認められない場合、やむを得ず自己負担による支援を受けざるを得ません。入院時に洗濯や買い物等の支援を得るための費用助成の制度を創設してください。
- 4 6. 相談支援事業の拡充を図ってください。
- ①相談支援事業は、相談支援専門員に過重な負担がかかっています。この問題を改善するためにも、事業の報酬の大幅な引き上げを国に要望するとともに府独自の補助制度を創設してください。
- 4 8. 移動支援事業を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにしてください。聴覚支援学校にはバスによる送迎はありません。また、ろう重複障害者に配慮された施設(あいらぶ工房・北摂聴覚障害者センターほくほく・泉州聴覚障害

者センターなんなん)には、健聴障害者を対象とした事業所に比べ他市町等遠方から通所しています。ろう重複障害者は介添人なしでは通学・通所できないことも十分踏まえてください。

5 1. 中途障害者への支援を拡充してください。

①高次脳機能障害者を含む中途障害者に偏りがちな、利用料一割負担を廃止するよう国に要望してください。あわせて府独自の救済策を講じてください。

5 4. 平成30年6月13日に障害者基本法25条に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。文化芸術活動を通じた聴覚障害者の個性と能力の発揮を図るために作品展示やパフォーマンス演技を行う「ろうあ者文化祭」に補助金をつけてください。

<介護保険制度>

5 5. 介護保険優先原則(障害者総合支援法第7条)の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者(40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者)が、障害者福祉か、介護保険制度を使うのかについては、本人の希望に沿って選択できるようにしてください。

①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害者福祉サービスの打ち切りを行わないよう市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう国に求めてください。

②当面の措置として、特定疾患を含む65歳以前から障害者サービスを受けている全ての障害者が、障害者総合支援法に基づく制度の負担と同様になるようにしてください。

③住民税非課税世帯の利用料を無償にしてください。「高齢障害者の新たな負担軽減措置」について、対象者や対象範囲を限定せず、介護保険を利用するすべての高齢障害者を対象にするよう国に求めてください。

⑦介護保険給付では不足するサービス量については、障害福祉サービスが給付(上乘せ)されるよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乘せを認める対象者を支援区分6、要介護度5以上等の独自基準(ローカルルール)で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乘せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。さらに、介護保険によるホームヘルパー派遣等に際して、個々の状況に合わせて一回当たりの派遣時間が必要量確保されるよう市町村を指導してください。

⑧介護保険に移行した人が、障害福祉にしかないサービス(行動援護や重度訪問介護・移動支援等)を申請した場合、きちんと給付(横出し)されるよう市町村に働きかけてください。

<労働>

5 8. 聴覚障がい者等ワークライフ(職業生活)支援事業」をより充実させていくために予算を増額してください。また、国として、同様の事業を行うよう、強く働きかけてください。

<医療>

6 9. 経過措置の打ち切りが迫っている老人医療費助成制度について、今後も経過措置を継続してください。

7 0. 重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

①一医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

- ②院外調剤の自己負担を撤廃してください。
 - ③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。
 - ④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立っているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について定期的に調査を行ってください。（肢障協）
- 72. 障害者が入院する際に個室利用を求められる場合の負担軽減制度（補助制度）を創設してください。
 - 73. 障害児者のインフルエンザ予防接種費用の補助を行ってください。
 - 74. 障害の特性を踏まえた各種診療が可能な総合病院を整備してください。